

広島県告示第六百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年七月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
ひので薬局病院前店	尾道市古浜町六番一五号	精神通院医療	平成二十一年七月一日
ひので薬局尾道店	尾道市古浜町七番六九号	精神通院医療	平成二十一年七月一日
串戸薬局	廿日市市串戸五丁目三番五〇号	精神通院医療	平成二十一年七月一日
ゆうひが丘薬局	江田島市沖美町岡大王五一九一	精神通院医療	平成二十一年七月一日
やまさか薬局	安芸郡府中町浜田本町三―二五	精神通院医療	平成二十一年七月一日